

愛知県環境影響評価審査会 会議録

- 1 日時 平成27年12月24日（木）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 東大手庁舎1階 あいち環境学習プラザ セミナー室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員17名、説明のために出席した職員15名、都市計画決定権者及び事業者7名
- 5 傍聴人等
傍聴人2名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - ・ 会議録の署名について、大東会長が中村委員と櫃田委員を指名した。
 - ・ 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙1のとおりに諮問を受けた。
 - ・ 資料について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【西田委員】建設候補地の選定について、「知多市清掃センター敷地内」は、一次選定の建設候補地AからFのどれに当たるのか。

【事業者】Dである。

【西田委員】Dの土地の所有状況について、一次選定では○の「一部分民有地」とあるが、二次選定では◎の「知多市所有地」とある。この違いは何か。

【事業者】一次選定では、建設候補地を広範囲に設定しており、知多市清掃センター敷地外の民有地を含めていた。

【片山委員】地域概況によると、大気質の光化学オキシダントと微小粒子状物質が環

境基準を達成していないが、継続して調査されるのか。

また、煙突の高さについて、59mと80mでほとんど差がないのであれば、着地濃度が小さい80mを採用すると考えてよいか。

【事務局】光化学オキシダントと微小粒子状物質は全国的な傾向として環境基準を達成していない。中国からの越境汚染の影響もある。調査については県、市が継続して行う。

煙突の高さについて、大気質はほとんど差がないが、景観では59mのほうが80mより影響が小さいとしている。

【片山委員】悪臭の調査結果がないがどうしてか。

【事務局】現在の知多市清掃センターにおいて悪臭苦情はなく、工業地帯という地域特性から考えて問題ないものと思われる。

【夏原委員】配慮書のあり方だが、事業者は位置の選定段階で自然環境の検討を行っているため、本審査会でも位置の選定段階で配慮書を作成するよう主張すべきである。

配慮書では、煙突高さが59mか80mかで自然環境、例えばオオタカについて、どのような影響があるかを評価しているわけではないため、このような分厚い図書を作成する必要があるのか。

【事務局】愛知県環境影響評価指針では、複数案の設定に当たって、「位置・規模」を「配置・構造」に優先することとしており、「位置・規模」の複数案を設定できない場合は、その理由を示すこととしている。

今回、事業者は、社会的な問題があるとして、位置の選定段階において建設候補地名を公表しておらず、この段階で配慮書を作成していない。本来、位置の複数案を公表することが理想であるが、ごみ処理施設の位置選定は地域にとってデリケートな部分もあり、位置の複数案公表が難しい場合もある。ごみ処理施設以外では、道路事業におけるルートの複数案といった事例も他県ではある。今後も事業者には位置の複数案を積極的に公表するよう求めていきたい。

【大東会長】建設候補地の一次選定後、その結果を公表しているが、絞り込んだ3箇所を公表しているか。公表していれば、二次選定の段階で配慮書を作成できたのではないか。

【事業者】一次選定後の公表では、3箇所の場所について公表していない。

【松尾委員】通常時のごみ処理能力185t/日に災害廃棄物処理に必要な想定処理能力12t/日を加算すると197t/日で、施設規模の200t/日に対して余裕がない。推計値は不確実性を持つため、200t/日の1案でなく余裕を持った施設規模の案を考えなかったのか。

【事業者】ごみ処理基本構想の策定に当たり、ごみ処理基本構想検討委員会で検討を行い、200t/日とした。

【酒巻委員】大気質について、どの程度まで許容されるか県で考えていただきたい。例えば半径3km以内の中に同様の工場が1,000箇所できるとして、個々の工

場の排ガス濃度は環境基準の 1/1,000 に制限するというように、トータルとして環境基準を達成するようなルール化をしてはどうか。環境基準に対して 1/100 なのか、1/1,000 なのかといった判断を示してはどうか。その濃度が決まれば、どの程度の高さの煙突が必要か決まってくる。煙突の高さを 59m と 80m で比較しているが、何m 以上なら問題ないとしたほうが判断しやすい。

【事務局】 現有の工場からの環境負荷は現地調査結果に含まれるが、今後の工場立地の見込みを県では把握できないため、難しい。

【成瀬委員】 既存のごみ処理施設の解体計画がないとのことだが、解体時に別途アセスを行うのか。単独の解体はアセスの対象外か。

【事務局】 単独の解体はアセスの対象外である。

【成瀬委員】 現有施設の東海市清掃センターと知多市清掃センターについて、これらの硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の大気質の自主管理値と規制値を示されたい。自主管理値は規制値よりも十分に低い値だと思うが、新施設の規制値と自主管理値が示されると低減努力がわかりやすい。

【事務局】 配慮書の 187 ページの表 5.1.6 に現在の知多市清掃センターの排出濃度の値がある。次回、東海市清掃センター分と併せてお示しする。

【成瀬委員】 現有施設は溶融炉があるが、今回は溶融炉を設置しないのか。

【事務局】 溶融炉の設置も含めて処理方式は決まっていない。

【成瀬委員】 溶融炉がないと灰がドライで出るため、計画段階配慮事項に廃棄物を含めてはどうか。これまで配慮書で選定された計画段階配慮事項がわかると参考になる。

【事務局】 配慮書段階では、重大な環境影響のおそれがあるものを選定している。今後、方法書以降の段階では廃棄物も予測・評価される。その際に溶融炉の設置が決定していれば、それを踏まえて行う。決定していなければ、複数の方式を踏まえた予測・評価を行う。これまでの配慮書で選定された計画段階環境配慮事項については、次回、部会でお示しする。

【大東会長】 事業計画の熟度に応じて配慮書の検討内容も変わる。

【西田委員】 夏原委員と同意見で配慮書を無理やり作っているような印象を受ける。早い段階から配慮することは大切だが、配慮書の内容を見ると、今後部会を設置してまで審議する必要があるか。部会を設置しないことを考えても良いのではないか。

【事務局】 部会の委員数は審査会の委員の半分程度である。部会報告や審査会答申に当たっては、ある程度の議論は必要で、審査回数もある程度必要と考えている。今後、ごみ処理施設以外の案件もある。ご指摘を踏まえ、事務方で合理的かつ効率的な方法を考え、会長とも相談してなるべく効率的な部会運営・審査会運営に努めたい。当面は従来どおりの審査をお願いしたい。

【西田委員】 是非検討していただきたい。

【大東会長】 部会での審査が必要とされる配慮書の内容となることが望ましい。

【橋本委員】知多半島の生態系ネットワーク協議会があるが、今回の緑地帯も一部入っていると思う。この点について、配慮がなされているか。

【事務局】事業計画が明らかになった段階で、方法書以降審査していく。

【大東会長】配慮書段階では重大な環境影響のおそれがある項目の選定が原則であるが、重大な環境影響のおそれの有無の判断の記述が弱いと感じる。

事業計画の熟度が高まると、決められた敷地の中でどう配置するか議論されるが、そこで緑地が半減するようでは位置の計画が崩れる。配慮書の8ページの事業実施想定区域図では、緑地帯の幅が広い。薄い点線が旧の清掃センターの位置図だと思われるが、ここに新施設を配置した場合、緑地が半減するように受け取られる。その場合の影響はかなり大きいと思う。

【事務局】事業者からは緑地帯の改変は行わず、限られた範囲の中で建設すると聞いている。

【二宮委員】今回の計画地は工業地帯であり、工業地帯の基準は遵守されると思う。一方で、内陸部には住宅地があり、排ガスは工業地帯外に拡散していく。これをどう評価するかが大事である。次の段階では排ガス以外にも道路の利用など地域全体で検討いただきたい。

【松尾委員】粗大ごみ処理施設について、現有施設を統合するが、新施設の処理能力は両市の単独の処理能力よりも小さい。現有施設の処理能力が過大ということはないか。

【事業者】新施設の能力は、小型家電のリサイクル推進などによる減量化を勘案している。

【松尾委員】焼却施設と同様に処理能力の根拠資料を示されたい。

【事務局】次回お示しする。

- ・ 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について審査させるため、大東会長の指名により、別紙2のとおり西知多ごみ処理施設部会を設置した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

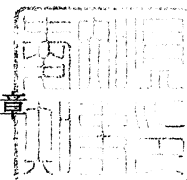
27環活第215-4号

平成27年12月24日

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東 憲二 様

愛知県知事 大村 秀章



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第4条の7第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

愛知県環境影響評価審査会 西知多ごみ処理施設部会構成員

| 委員名 | 所 属 等 |
|--------------------|--------------------|
| いくた きょうこ 生田 京子 | 名城大学理工学部准教授 |
| おおいし やさき 大石 弥幸 | 大同大学情報学部教授 |
| かたやま なおみ 片山 直美 | 名古屋女子大学家政学部教授 |
| さかまき ふみお 酒巻 史郎 | 名城大学理工学部教授 |
| たしろ むつみ 田代 むつみ | 名古屋大学未来社会創造機構特任講師 |
| とみた ひさよ 富田 寿代 | 鈴鹿大学国際人間科学部教授 |
| なかがわ みちこ 中川 弥智子 | 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授 |
| な す たみえ 那須 民江 | 中部大学生命健康科学部教授 |
| にのみや よしひこ 二宮 善彦 | 中部大学工学部教授 |
| はしもと ひろし 橋本 啓史 | 名城大学農学部助教 |
| やまだ よしひろ 山田 佳廣 | 三重大学大学院生物資源学研究科教授 |

(敬称略、五十音順)